

変動金利に関する同意書

申込人は、金銭消費貸借契約にもとづいて借り入れたローンの借入利率および返済方法について、次のとおり同意します。

記

同意日現在の金沢信用金庫の短期プライムレート	年 2.575 %
------------------------	-----------

※表記短期プライムレートは同意日現在のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。なお、変更となった場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の短期プライムレートが適用されます。

第1条（借入利率の変更の基準）

お申込内容確認書（以下、「確認書」という。）の借入内容に定めた借入利率は、金沢信用金庫（以下、「信用金庫」という。）の表記の短期プライムレートを基準利率として、基準利率の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられることに同意します。

なお、同意日現在の信用金庫の基準利率は、表記のとおりであることを確認しました。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により短期プライムレートが廃止された場合には、信用金庫の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる金利を基準利率とすることに同意します。

第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

- 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日と10月1日（休日の場合は翌営業日）を基準日として年2回行い、各基準日における基準利率とその直前の基準日（借入日が直前の基準日以降の場合は借入日）における基準利率の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げるものとします。
- 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。

（1）毎月返済部分

基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。

（2）半年ごと増額返済部分

基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する増額返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。

- 本条により借入利率が変更された場合、信用金庫は変更後の返済予定表を送付するものとします。

第3条（固定金利型への変更の禁止）

本件ローンについては、その最終返済日前に固定金利型に変更しないものとします。

第4条（元利金返済額の変更）

- 前各号により、借入利率の変更があった場合、返済回数・返済期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減するものとします。この場合の利息は、約定返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。

なお、利息計算方法は次のとおりとします。

（1）毎月返済部分の利息は（毎月返済の部分の元金残高×年利率÷12）で計算します。

（2）半年ごとの増額返済部分の利息は（半年ごとの増額返済の部分の元金残高×年利率÷2）で計算します。

（3）借入日から第1回返済日までの期間中については1年を365日とし、日割りで計算します。

（4）初回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。また、半年ごとの増額返済日には、半年ごとの増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

- 前項の規定にかかわらず、元金据置期間中に借入利率の変更があった場合には、変更後の借入利率をもとに算出された利息支払額を支払うものとします。

以上